

全Ｌ協保安・業務Ｇ７第６０号
令和７年６月６日

正 会 員 各 位

（一社）全国ＬＰガス協会

令和６年 職場における熱中症の発生状況（確定値）等について（お知らせ）

職場にける熱中症対策の実施については、労働安全衛生規則の一部改正により、事業者には義務付けられたことを令和７年４月１８日付け全Ｌ協保安・業務Ｇ７第２７号にお知らせいたしました。

既に従業員の安全確保にご尽力されていることと存じますが、厚生労働省のＨＰ（下記ＵＲＬ参照）に熱中症による死傷災害の発生状況（確定値）が公表されましたので、ご参照いただき、改めて職場での熱中症対策をお願いしたくお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

【厚生労働省ＨＰ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_58389.html



以 上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、湯口、國坂